労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

大阪労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、大阪府タオル製造業最低工賃（平成10年大阪労働基準局最低工賃公示第１号）を平成28年３月９日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 28 年３月 10 日

大阪労働局長　中沖　　剛

国土交通

平成 28 年一級建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年一級建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の２第１項に規定する中央指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成 28 年３月 10 日

国土交通大臣　石井　啓一

１　試験日及び時間

⑴　「学科の試験」

平成28年７月24日（日）

学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（環境・設備）

９：45～11：45（２時間）

学科Ⅲ（法規）

12：55～14：40（１時間45分）

学科Ⅳ（構造）及び学科Ⅴ（施工）

15：10～17：55（２時間45分）

⑵　「設計製図の試験」

平成28年10月９日（日）

11：00～17：30（６時間30分）

２　試験地

⑴　「学科の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表１のとおりとする。

⑵　「設計製図の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表２のとおりとする。

３　受験申込手続

⑴　郵送による受験申込

１）受験申込受付期間

平成28年４月４日（月）から平成28年４月18日（月）まで

２）受験申込方法及び郵送先

以下の郵送先（受験申込受付期間内の消印があるものに限る。）に、必ず簡易書留で郵送すること。

（郵送先）

〒102－0094　東京都千代田区紀尾井町３－６　紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター業務部　一級建築士試験受付係

⑵　インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成15年以降に一級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

１）受験申込受付期間及び時間

㈠　期間　平成28年４月８日（金）から平成28年４月18日（月）まで

㈡　時間　受付開始日の午前10時から受付終了日の午後４時まで

２）受験申込方法

センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。

⑶　受付場所における受験申込

上記⑴又は⑵による受験申込が出来なかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。

１）受験申込受付期間及び時間

㈠　期間　平成28年５月12日（木）から平成28年５月16日（月）まで

㈡　時間　午前10時から午後５時まで

２）受験申込書の受付地　受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表３のとおりとする。なお、受付場所は、都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会（以下「都道府県建築士会」という。）の事務所又は同会の指定する場所とする。

３）受験申込方法　上記２）の受付場所に、原則として、申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。

４　受験票の交付等　受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。）については、原則として、平成28年７月１日（金）ごろ、受験有資格者に発送する。

５　試験地の変更　試験地の変更は、原則として認めない。

ただし、転勤等のやむを得ない事情があり、かつ、「学科の試験」については、平成28年６月17日（金）までに、「設計製図の試験」については、平成28年９月５日（月）までにセンターあてに文書で申請し、その承認を受けた者に限り試験地の変更を認める。

６　合格者の発表及び合否の通知　平成28年12月15日（木）（予定）。なお、「学科の試験」については、平成28年９月６日（火）（予定）。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

７　合格基準点等の公表　合格者の発表の際に、国土交通大臣の定めた合格基準点等をセンターの本部及び支部等に掲示等を行う。

８　その他

⑴　設計製図の課題は、平成28年７月22日（金）ごろ、センターの本部・支部及び都道府県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

⑵　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

別表１　「学科の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道（網走支庁、釧路支庁、十勝支庁及び根室支庁の管轄区域）	北見市
北海道（上記以外の各支庁の管轄区域）	札幌市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	郡山市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	高崎市
埼　玉	さいたま市
埼　玉	草加市
千　葉	習志野市
東　京	東京都
神奈川	藤沢市
山　梨	甲府市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	野々市市
福　井	福井市
岐　阜	可児市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津　市
滋　賀	草津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	奈良市
和歌山	和歌山市
鳥　取	倉吉市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	中頭郡西原町

（注）　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、試験会場等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

別表２　「設計製図の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道	札幌市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	郡山市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	高崎市
埼　玉	さいたま市
千　葉	習志野市
東　京	東京都
神奈川	川崎市